

平成25年8月8日

株主各位

東京都大田区南馬込一丁目1番3号
株式会社ヤマダコーポレーション

株主代表訴訟の和解について

当社株主から、当社元取締役1名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が東京地方裁判所に提訴されておりましたが、このたび8月7日に原告、被告および利害関係人である当社との間で和解が成立いたしました。

当社は、改めて全社を挙げて、より一層のコンプライアンスの徹底を図り、実効ある法令遵守体制を構築してまいります。

以上